



今月のマイナンバー情報

マイナンバーカード 休日受け取り窓口を開設します

開設日時 6月12日(日)・6月25日(土)
時間はどちらも8時30分から12時まで
開設場所 市民生活部市民課(庁舎1階)

郵送やインターネットでマイナンバーカードの発行を申請された方は、申請者ご自身に、市民課窓口でカードを受け取っていただかなければなりません。お仕事の都合などで市役所の開庁時間(平日の8時30分から17時15分まで)内にお越しになれない方は、この機会をぜひご利用ください。



なお、地区・自治会で開催した説明会で申請された方は、マイナンバーカードが『本人限定受取郵便』でご自宅に届きます。到着までしばらくお待ちください。

問い合わせ 市民生活部市民課(庁舎1階) ☎43-0390

◆カード受け取り時に必要なもの

1. 市民課からお送りしたハガキ(個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書)
2. 通知カード(マイナンバーが記載された紙製のカード)
3. 本人確認書類
(住民基本台帳カードをお持ちの方は、必ずご持参ください)

◎1点でよいもの 運転免許証・住民基本台帳カード・パスポートなど、公的機関が発行した顔写真付きの証明書

◎2点必要なもの 健康保険証・年金手帳・介護保険証・後期高齢者医療被保険者証など、公的機関が発行した顔写真の付いていない書類



消費生活センターからのお知らせ

平成27年度消費生活相談の 概要をお知らせします。

相談件数 126件 (平成26年度…142件)
※50～70歳代の相談者が全体の約半数を占めています。

主な相談内容

パソコンや携帯電話・スマートフォンの有料サイトの相談件数が突出しています。

無料サイトと思ってクリックしたら、いきなり登録完了画面になり、高額な利用料を請求されるといった『ワンクリック請求』の相談が多く寄せられました。前年度に引き続いて相談件数トップとなっており、全体の16%を占めています。

困った時には、すぐに消費生活センターへご相談ください。
電話での相談も可能です。相談は無料で、秘密は厳守します。

問い合わせ

加東市消費生活センター
(庁舎1階・市民生活部生活課内) ☎43-0502

小野加東青年会議所主催

桃の収穫・桃ジャム加工 体験学習会 『加東桃の助は君だ!』参加者募集

日時 7月31日(日) 9:00～
場所 J Aみのり本店(加東市社1777-1)
対象者 加東市・小野市在住の小学校3年生～6年生
定員 30人(応募多数の場合抽選)
費用 2,000円
内容 桃の収穫体験・三草茶うどん
手打ち体験・白桃ジャム加工体験・社高
校生によるオリジナル桃料理試食など

申込方法 小野加東青年会議所のホームページ(<http://www.otty-jc.jp/2016/>)からお申し込みください。

応募期限 7月1日(金)

問い合わせ 小野加東青年会議所事務局
☎0794-63-3563
(月・水・金の10時～15時のみ受付)



熊本地震からの復興を支援しています

加東市では、熊本地震からの復興支援活動のため、兵庫県からの要請や忠臣蔵サミットでの災害協定に基づき、職員を派遣しています。被災地の1日でも早い復興のために、今後とも職員派遣等の支援を継続していきます。

問い合わせ

協働部秘書広報課(庁舎4階) ☎43-0387



4月20日、職員4人が熊本県に向け出発しました。アルファ化米や水を受け渡したほか、避難所の運営を支援しました。



4月28日、支援活動から帰還した職員が活動を報告しました。

平成28・29年度 保険料の計算方法

$$\begin{array}{l} \text{①所得割額} \\ (\text{平成27年中の総所得金額等※}) - 330,000\text{円} \times 10.17\% \\ + \\ \text{②均等割額} \\ 48,297\text{円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{①+② 28年度保険料額} \\ (\text{最高限度額57万円}) \end{array}$$

※総所得金額とは、収入額から控除額を差し引いた金額です。ただし、ここでいう控除額とは、公的年金等控除額・給与所得控除額・必要経費のことをいい、所得控除(社会保険料控除・扶養控除など)は含みません。

①均等割額の軽減
平成27年中の世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の総所得金額等が下表の額以下の方
②所得割額の軽減
総所得金額から基礎控除額(33万円)を引いた額が、58万円(年金収入のみの場合)は21万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。
被扶養者だった方の保険料の軽減措置について
制度に加入する直前に会社の健康保険などの被扶養者だった方は、所得割額がからず、均等割額も9割軽減されるため、年額4,829円となります。

■均等割額の軽減

均等割額の軽減措置の対象となる総所得金額等(被保険者+世帯主)の基準	軽減割合(軽減後の均等割額)
被保険者全員の各所得(年金所得は控除額を80万円として計算)が0円	9割軽減(4,829円)※
基礎控除額(33万円)以下	8.5割軽減(7,244円)※
『基礎控除額(33万円)+26.5万円×被保険者の数』で算出した額以下	5割軽減(24,148円)
『基礎控除額(33万円)+48万円×被保険者の数』で算出した額以下	2割軽減(38,637円)

※本来は7割軽減ですが、平成28年度は経過措置により、9割または8.5割の軽減となります。

問い合わせ 市民生活部保険・医療課(庁舎1階) ☎43-0501

後期高齢者医療制度のお知らせ

65歳以上で一定の障がい(※1)を持たれている方は、後期高齢者医療広域連合の認定を受けて、後期高齢者医療制度の被保険者になります。認定を受けるためには、申請が必要です。

後期高齢者医療制度に加入した場合は、医療機関での負担は1割(現役並み所得者(※2)は3割)となり、加入した月から被保険者ごとに保険料が発生します。

なお、75歳になるまでは、いつでも申請を撤回することができます。ただし、過去にさかのぼって、被保険者の資格を喪失することはできません。

●障害認定申請に必要なもの

- ①現在加入している健康保険の保険証
- ②一定の障がいがあることを示す書類
※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、年金証書等
- ③認印

- ※1 一定の障がいとは・・・
- ①身体障害者手帳 1級～3級・4級の一部(下肢関係、音声・言語障害関係)
 - ②精神障害者保健福祉手帳 1級・2級
 - ③療育手帳 A判定
 - ④障害年金の1級・2級(労災等の障害年金は1級～4級)を受給

- ※2 現役並み所得者とは・・・
同一世帯に住民税課税所得145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる世帯の方

問い合わせ

市民生活部保険・医療課(庁舎1階) ☎43-0501



後期高齢者医療制度

平成28・29年度の保険料率が決定しました

保険料額決定通知書は7月中旬にお届けします。

後期高齢者医療の保険料率は、2年ごとに見直されています。このたび、平成28年度の保険料率と、保険料額の上限が決定しました。
お一人おひとりの保険料額は、7月中旬にお届けする『平成28年度後期高齢者医療保険料額決定通知書』でお知らせします。

所得に応じた保険料の軽減措置について

平成27年中の所得に応じて、平成28年度の保険料が軽減される場合があります。なお、平成28年度から『5割』および『2割』の軽減を適用するため要件が拡大されました。